

五所川原市高齢者団体等活動支援事業費補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者団体等の活動の促進をもって市民の福祉の増進に資するため、予算の範囲内において、五所川原市高齢者団体等活動支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 高齢者（65歳以上の者をいう。）又は障がい者で構成されていること。
- (2) 10人以上の構成員を有していること。
- (3) 構成員の概ね8割以上が市内に住所を有していること。
- (4) 地域福祉活動を推進する事業を継続的に行っていること。
- (5) 会則等を定めて組織運営を行い、代表者が定められていること。
- (6) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とした団体ではないこと
- (7) 法人格を有する団体ではないこと（町内会等の地縁団体、老人クラブ等を除く。）。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域福祉の増進を目的とし、かつ、補助対象者の構成員と同程度の人数が参加する事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 各種講習会及び研修会
- (2) 各種大会
- (3) 機能回復訓練及びスポーツ活動に関するイベント
- (4) 社会見学
- (5) その他市長が地域福祉の増進に資すると認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象としない。

- (1) 宿泊を伴う事業であること。
- (2) 観光、遊興及び慰安が主たる目的であること。
- (3) 国、県、市その他の団体が行う他の補助制度による補助金等の交付決定を受けている事業であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接要する経費であって、交通費等の移動手段の確保に係る経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 貸切バス、ジャンボタクシー等に要する経費
- (2) その他公共交通機関の運賃

2 次に掲げる経費については、移動に係る付帯費用であっても補助対象経費から除外する。

- (1) 有料道路通行料

- (2) 駐車場使用料
 - (3) 添乗員に要する費用
 - (4) 搭乗者の保険料
 - (5) 利用を取り消したことによる取消手数料
 - (6) 団体の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用により生じる清掃費用等
 - (7) その他社会通念上、補助対象経費とすることが適切でないと市長が認める経費
- (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10とし、同一年度内において、補助金の上限額は、1補助対象者につき7万円までとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の申請は、規則第3条の規定によるものとする。この場合において、同条第3号の市長が必要と認める書類は、別表第1の定めるところによる。

2 市長は、前項による申請の内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定し、規則第6条第1項の規定により通知するものとする。

3 補助金の交付決定を受けた者は、交付決定を受けた後に申請内容を変更しようとする場合は、速やかに規則第5条第1項の規定により市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、規則第12条第1項の規定により速やかに実績報告を行うものとする。この場合において、同条第2項の市長が必要と認めた書類は、別表第2のとおりとする。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条による実績報告の内容を審査し、当該補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第13条の規定により、当該補助対象者に対して、通知するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月10日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

申請書類	備 考
団体の名簿	第 2 条各号に合致するか確認できるもの
団体の規約、会則等の写し	
補助対象事業に参加する者の名簿	
貸切バス等の見積書の写し	運行会社が発行した見積書で次の事項が明記されているもの ・ 申込み団体名 ・ 貸切バス等の事業者名 ・ 運行予定日 ・ 経路 ・ 見積金額（内訳の記載があるもの）
その他	必要に応じて上記以外の書類を求める

別表第 2（第 7 条関係）

報告書類	備 考
補助対象事業に参加した者の名簿	参加した者の名簿
補助対象事業の実施を証する書類	目的地に行って活動したことが分かるもの
貸切バス等の領収証	運行会社が発行したもの
補助金振込先の通帳の写し	団体名義の通帳であり、振込先が分かる部分
その他	必要に応じて上記以外の書類を求める